

&lt;個別案件確認表（東京都）&gt;

東京都担当確認 2018年 10月 10日

東京都作業部会確認 2018年 10月 18日

事業名 タイミング・スコアリング・スコアボード・リザルトシステム

案件名 OMEGA 社との Particularised Technology Agreement 契約締結について

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29年 5月 31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大枠の合意に基づき、予算計上したタイミング・スコアリング・スコアボード・リザルトシステムに係るパラリンピック経費である。</li> <li>・経費分担については、大枠の合意に基づいている。</li> <li>・OMEGA 社提示の契約額を組織委員会が円換算した金額が V2 予算内であることを確認した。（円換算のレートは、V2 予算編成時と同一）</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大枠の合意において、組織委員会は、大会運営の主体としての役割を担っている。</li> <li>・本案件は、IOC、OMEGA 社及び組織委員会との間で締結される、競技の計時及びスコアリング、会場内結果配信等のシステムの開発、管理、運用等のリザルトサービス提供に関する包括的な供給契約（Particularised Technology Agreement）（以下「PTA」という。）である。</li> <li>・以上から、本案件について、組織委員会が一括して執行することが効率的・効果的である。</li> </ul>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p style="text-align: center;">必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催都市契約及び開催都市契約大会運営要件において、競技大会結果・情報サービスを提供することが定められている。</li> </ul>	<p>開催都市契約 64</p> <p>開催都市契約大会運営要件 Tec07,08</p>

	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織委員会からは、監査法人が PTA の契約金額について検証し、評価モデルを用いて算定した適正契約金額よりも、安価であったとの結果を踏まえ、OMEGA 社からの提示金額が妥当であるということを確認したという説明を受けた。</li> <li>・共同実施事業管理委員会設置要綱第 7 条に基づき、本件に関する専門家からの、「OMEGA 社が提供するサービスの対価を算出することは困難であるものの、当該システムの開発、管理、運用等を OMEGA 社以外の企業が実施した場合よりも OMEGA 社からの提示額の方が安価であると考える。」という意見を確認した。</li> </ul>	
	<p>納得性</p>	<p>「経費の内容等が効率性の観点から妥当なものであること」の項目と同じ</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会成功に向けて、大会開催都市としての責任を持つ東京都が大枠の合意に基づき、本事業の経費を公費で負担することは適切である。</li> </ul>		

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。